

お知らせ

パートⅣ

働く

働きたい高齢者のための講習会

時場内定左表のとおり。

55歳以上で現在仕事に就いておらず、次の①②③すべてに該当する人。
 ① ハローワークが発行した有効期限内の求職者番号を保有していること、
 ② 受講者選考前に実施する個別相談に参加できること（会場・日程は応募後別途連絡）、
 ③ 修了日以降に開催す

●働きたい高齢者のための講習会●

講習名	講習名	期間	定員	会場
19	セキリティ（警備員）技能講習	12月3日(木)～12日(金)・いずれも午前9時30分～午後5時（7日間）	20人	船橋青少年会館（船橋市）

る合同面接会に参加できること。

無料。

11月10日(月)（消印有効）までに、ハローワークで配布している「受講申込書」に必要事項を記入し、郵送またはFAXで左記へ（応募多数の場合は選考有り）。

千葉県シルバー人材センタ―連合会（〒260-0001千葉市中央区中央3-9-16・FAX 043-227-5119・FAX 043-227-5197）。

シニアのキャリアデザインセミナー&出張就労相談会に白井

多様な働き方の現状や新しい仕事観、採用の具体的事例をテーマとしたセミナーと就労に関する相談会を開催します。セミナーおよび就労相談は雇用保険受給者の活動実績となります。

千葉県ジョブサポートセンターと印西市・白井市・鎌ヶ谷市共催。

【セミナー】11月27日(木)・午

前10時～午後0時30分、【就労相談会】午後1時30分。

※どちらかひとつの参加可。

白井市高齢者就労指導センター（北総線「千葉ニュータウ

ン中央駅」北口から白井市循環バス「ナッシー号」東ルート福祉センター下車）。

原則55歳以上の人。

【セミナー】30人、【就労相談会】4人。

電話で直接左記まで。

経済政策課経済政策班（〒内線354・355）。

※セミナーの詳細は、千葉県ジョブサポートセンター（〒043-2245-9420）。

高年齢者就労支援センター「刈払機取扱」無料講習会

11月18日(火)・午前9時～正午（雨天時は19日(水)に順延）。

場市内の空地を予定。

除草作業の準備から各種実技について学びます。

場市内在住の60歳以上で、予備日も含め出席できる人。

定10人。

11月4日(火)～14日(金)・いずれも午前9時から、電話で左記まで（先着順）。

場高齢者就労支援センター（〒474050）。

相 談

医師による

「いのちの健康相談」

精神的な悩みなどお気軽にご相談ください。相談内容については、秘密厳守します。

12月4日(木)・午後2時～4時。

場市役所1階相談室（大森）。

場事前に左記まで。

場障がい福祉課障がい福祉支援

班（〒内線268）。

借金およびヤミ金融に関する無料相談会

複数の借金を抱えて返済困難な状況に陥っている人などが、どこにも相談できないまま借金の返済に追われ、家庭崩壊や自殺などに追い込まれる事例もあることから、借金やヤミ金融被害で、お悩み・お困りの人を対象に無料相談会を開催します。

12月5日(金)・午前10時～午後4時（受け付け3時まで）。

場市役所会議棟2階（大森）。

場弁護士や司法書士などによる面接相談。

定15人。

電話で左記まで（先着順）。

場経済政策課経済政策班（〒内線354・355）。

調停相談

調停委員と弁護士が、無料で相談を行います。

11月8日(土)・午前10時～午後4時。

場中央駅前地域交流館2号館会議室（中央南）。

場離婚（財産分与・年金分割など）、親子関係（養育費・面会交流など）、遺産相続、サラ金債務、賃貸借、土地・建物、近隣とのトラブル、交通事故などの身の回りの諸問題について。

司法書士による無料相談会

相続・贈与などの不動産登記、多重債務問題、成年後見・少額訴訟、会社設立・役員変更等の商業登記など、司法書士業務に関する無料相談会です。

11月12日(水)・午後6時～8時。

場中央駅前地域交流館（中央南）。

無料。

予約不要。

※詳しくは下記へ。

場千葉司法書士会佐倉支部支部長・廣瀬（〒043-461-7542）。

県環境生活部自然保護課生物多様性センター）。

定100人。

11月4日(火)・午前8時30分から電話で左記へ（先着順）。

※詳しくは左記へ。

場佐倉市役所環境政策課（〒043-484-4278）。

印旛沼環境基金設立30周年記念式典ならびに座談会

印旛沼環境基金は、昭和59

年11月20日に設立されてから、

本年をもって30周年を迎えるこ

とになり、これを記念して記念

式典および座談会の一般参加者

を募集します。

11月22日(土)・午後1時30分～4時30分。

場ウィシュトンホテル・ユーカー（佐倉市）。

場詳細は、左記ホームページを参照。

場印旛沼環境基金（〒043-485-0397・http://www.i-kouiki.com/imb

anuma/index.htm）。

今回は、鳥類、魚類、そして外来生物の専門家の立場から、

いんば沼の生きものたちの現状から今後を見据え、沼の在り様を展望します。

場佐倉市・印旛沼環境基金主催。

11月29日(土)・午後2時～4時30分。

場ミレニアムセンター佐倉ホール。

場【講演】…いんば沼の生きものたちのこれから。

◆講師…浅野俊雄氏（日本野鳥の会）、平田淳一氏（千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所）、高山順子氏（千葉

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

イノシシの目撃情報をお寄せください

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

市ではイノシシの生息域の拡大が深刻化しています。イノシシの生息域を適正に把握し、有害鳥獣被害対策の一助とするため、目撃などの情報をお寄せください。

なお、目撃した場合は、大声を出すなどの刺激はせず、落ち着いてその場から離れるとともに、小さな子どものイノシシ（うり坊）であっても、餌は絶対に与えないでください。

園農政課農政班（〒内線372）。

狩猟期間が始まります

11月15日(土)～平成27年2月15日(日)は狩猟期間です。ハンターのみなさんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。市民のみなさんも野山の散策や農林作業などする場合は、目立つ服装をしたり、ラジオを携帯するなど事故防止への対策をお願い

します。狩猟区域は、市農政課に図面がありますのでご確認ください。

場千葉県庁自然保護課（〒043-2223-2972）。

土地家屋調査士登記相談

11月12日(木)・午前9時～正午。

場法務局佐倉支局、法務局成田出張所（各会場）。

場土地境界問題、土地分筆、建物新築の登記など。

無料。

場千葉県土地家屋調査士会印旛支部支部長・飯沼（〒043-308-5546）。

軽油引取税について

【軽油は県内で買いましょ！】

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などに使われます。

【NO！不正軽油宣言】

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけではなく、県民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。「買わない」「売らない」「使わない」不正軽油の販売や使用の防止にご協力をお願いします。

場千葉県佐倉県税事務所軽油引取税課（〒043-483-1116）。

印西市役所 5111

http://www.city.inzai.lg.jp/